

10 月 1 日以降の市民部所管の施設及び事業について

1 文化施設等（市民文化会館、芸能劇場、公会堂、スイングホール、吉祥寺美術館、松露庵、吉祥寺シアター、かたらいの道市民スペース、商工会館市民会議室）

令和 3 年 8 月 27 日付けの国の事務連絡「今後の催事の開催制限等の取扱いについて」に基づき、10 月 1 日（金）から 10 月 31 日（日）までの期間について、以下のとおり対応する。

(1) 開館時間

- ・東京都からの営業時間短縮等の要請又は働きかけに従い、原則要請（又は働きかけ）どおりの時間での閉館とし、当該期間中の夜間区分の新規貸出停止を継続する。（21 時までの場合は、吉祥寺美術館の音楽室については、コピス吉祥寺の営業時間が 21 時に戻り次第、夜間区分<21 時まで>の貸出を再開する。）
- ・夜間区分で予約済みの貸出がある場合には、貸出部分のみの最小限の開館とする。

(2) 利用条件

- ・施設の利用条件（定員）は、練習室・音楽室・けいこ場の利用、及び会議室・和室・茶室等で飲食を伴う利用の場合のみ、定員の 50%に制限する。

(3) 貸出のキャンセル

- ・予約済みの貸出について、10 月 31 日までの貸出をキャンセルする場合には、使用料を全額還付する（第 82 回対策本部会議にて決定済み）。

(4) 主催事業等

- ・文化事業団の主催事業は、当面の間、21 時まで終了予定である。これに伴い、引き続き希望者へのチケット払い戻しには応じる。
- ・共催や提携等の事業については、共催者等との協議により個別に判断する。

2 コミュニティセンター

10 月中は原則として午後 8 時閉館を継続し、平常時の開館時間への変更時期については、コミュニティ研究連絡会における協議等を踏まえて決定する。

3 証明書自動交付機の運用時間について

かたらいの道市民スペースに設置されている証明書自動交付機については、同施設の開館時間に合わせて運用する。